

(一社)日本ロボット工業会における「生産性向上設備投資促進税制」 に係る証明書発行手続について

(一社)日本ロボット工業会

平成26年3月3日

I. 生産性向上設備投資促進税制に係る証明書発行手続にあたって

本手続は、平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」で規定する「生産性向上設備投資促進税制（中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む）」の内「先端設備（A類型）」における以下の要件を工業会等で確認し証明書を製造業者等（設備メーカー）に発行するものです。

①最新モデル要件

②生産性向上要件

設備を取得したユーザーが本税制措置を受けるためには以上の要件の他に税法上定められている「最低取得価格要件等」を満たす必要があります。従って、本手続によって発行される証明書が本税制の適用を保証するものではありません。

本税制の概要は当会及び経済産業省のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

当会ホームページ：<http://www.jara.jp/08.html>

経済産業省ホームページ：

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

(注)本税制には別途「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（B類型）」や「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」等があります。

II. 証明可能な設備と確認要件

1. 当会で証明可能な設備

◎ロボット及び電子部品実装設備

2. 確認要件

(1) 「最新モデル要件」：以下のいずれかの最新モデルであること。

イ. 10年以内に販売が開始された最新モデル

中小企業者等が取得または製作するソフトウェア組込型機械装置は、「最新モデル」に加えて「一代前モデル」も対象となる。

ロ. 販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル

(2) 「生産性向上要件」：最新モデルと一代前モデルを比較して、生産性が年平均1%以上向上していること。

○「ソフトウェア組込型機械装置」：

あらかじめプログラムが組み込まれた専用のコンピュータが搭載され、そのコンピュータからの指令に基づいて作動するロボット及び電子部品実装設備は、ソフトウェア組込型機械装置として認められます。

○「一代前モデル」：

- ・最新モデルと同じ種類、用途及び細目の設備のうち、最新モデルに対して最も近い年度に販売が開始されたものであること。
- ・10年以内に販売が開始されたものであること。
- ・最新モデル自体がその一代前モデルと比べて生産性向上要件を満たすものであり、さらにその一代前モデルが二代前モデルと比べて生産性向上要件を満たすものであること。

Ⅲ. 証明書発行手続

1. 対象設備 [先端設備 (A 類型)] の要件確認及び証明書発行

(1) 証明書発行申請に当り必要書類は以下の通りです。

1) 申請書

【JARA 様式A】 産業競争力強化法の実用型生産性向上設備のうち先端設備 (A 類型) に係る仕様等証明書 発行申請書 (要押印)

2) 仕様等証明書

【JARA 様式1】 産業競争力強化法の実用型生産性向上設備のうち先端設備に係る仕様等証明書 (要押印)

3) チェックリスト

○最新モデルの確認を申請する場合

【JARA 様式2-1】 チェックリスト (ロボット及び電子部品実装設備：最新モデル)

○中小企業者等が取得または製作する設備で一代前モデルの確認を申請する場合

【JARA 様式2-2】 チェックリスト (ロボット及び電子部品実装設備：一代前モデル)

4) カタログ等

「最新モデル要件」、「生産性向上要件」確認用のカタログ又は技術資料を添付して下さい。カタログ又は技術資料によって要件確認が出来ない場合は、下記

の産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件確認書【JARA 様式3】を作成して下さい。

【JARA 様式3-1】最新モデル要件（新規開発・販売開始年度）確認書
（要押印）

【JARA 様式3-2】生産性向上要件（比較指標・指標数値）確認書（要押）

【JARA 様式3-3】ソフトウェア組込型機械装置確認書（要押印）

5) 一度の発行申請において同じ設備型式で2通以上の証明書【JARA 様式1】発行申請の場合は、チェックリスト【JARA 様式2】及びカタログ等又は要件確認書【JARA 様式3】を1部提出して下さい（2部以上の【JARA 様式2】等は不要です）。

6) 返信用封筒

証明書(JARA 様式1)の返信用封筒を同封して下さい。封筒には返信先（郵便番号、住所、会社名、所属役職、氏名[返信先は製造業者等]）を明記し、返信用切手を貼付して下さい。

(2) 第(1)項の書類の提出に関して要件確認内容や手続についてご不明な点があれば、正式にご送付いただく前にご相談下さい。事前確認致します。

(3) 第(1)項の書類に必要事項を記入又は添付し、発行申請書、JARA 様式1及び3は押印の上、当会へご送付下さい。

(4) 当会正会員の方には、手続きの簡素化を狙いとした「型式登録」制度がご利用頂けます。

2. 当会は、上記資料により要件を満たしていることを確認した対象設備については、証明書（JARA 様式1）に当会代表者印を押印の上、製造業者等に該当証明書を返送致します。

各種様式のダウンロード

【JARA 様式A】

【JARA 様式1】

【JARA 様式2-1】

【JARA 様式2-2】

【JARA 様式3-1】

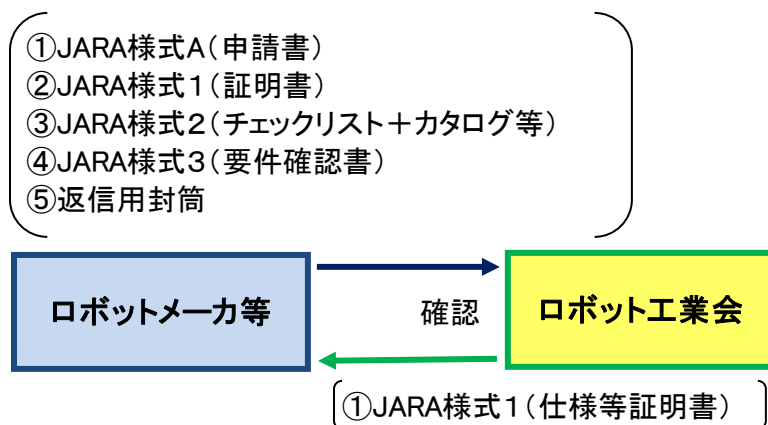
【JARA 様式3-2】

【JARA 様式3-3】

【JARA 様式2-1】～【JARA 様式3-3】の記入について

証明書発行手続について（ダウンロード）

メーカー等と工業会間での手続の流れ



IV. 手数料について

手数料は、以下の通りです。証明書返送時に請求書を同封致しますので、お支払い下さい。

- 正会員：無料
- 賛助法人会員：証明書1通につき 2,000円（税込）
- 非会員：証明書1通につき 3,000円（税込）

お問合せ先

一般社団法人日本ロボット工業会 担当：高井、矢内、檜村
TEL 03-3434-2919 FAX 03-3578-1404 Email: soumu@jara.jp
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館